

公認サークル活動 活動指針3 (ステージ1) における段階的活動状況と対面活動条件 **10月26日適用**

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 活動状況  | 活動可能な施設の活動条件 (学内施設・認められた学外施設) 感染拡大状況などに応じ、内容を更新いたします。  |   |   |
| ステージ  | 屋外 (グラウンド、テニスコート等) ※1  | 屋内 (体育施設) ※1  | 室内 (講義室・実習室・更衣室・部室等) ※1   |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用可能時間：月～土は7:00～21:00<br/>日・祝・長期休暇は7:00～20:00</li> <li>同時に活動する人数：対人距離2m確保できる人数まで</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用可能時間：月～土は7:00～21:00<br/>日・祝・長期休暇は7:00～20:00</li> <li>同時に活動する人数：対人距離2m確保できる人数まで</li> <li>活動中は常に換気を行う</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用可能時間：月～土9:00～21:00 (講義室は授業終了以降)<br/>日・祝・長期休暇は7:00～20:00</li> <li>同時に活動する人数：収容人数の80%以下</li> <li>部室・更衣室等は対人距離2m確保できる人数を上限とし交代で利用</li> <li>活動中は常に換気を行う</li> </ul> |
| 東京家政大学・新型コロナウイルス感染症拡大防止活動指針3<br><b>ステージ1</b><br>※課外活動の対面活動可能期間  | <b>活動時共通事項</b>   | <b>【基本条件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動時間は5時間を限度とする。活動終了後は速やかに帰宅すること。</li> <li>密集・密接・密閉の3密を避けた行動を徹底する。</li> <li>手洗い・手指の消毒を常に励行し、机・共有の用具等は使用前後に消毒を行う。</li> <li>活動時には不織布マスクを着用すること※2</li> <li>認められた感染対策係の監督下での活動であること。</li> <li>参加者の体調を把握し、体調のすぐれない学生は活動に参加させないなどの管理や指導を徹底する。</li> <li>活動への参加は強制的でなく、個人の意思や事情を尊重し、配慮すること。</li> <li>参加者は、活動参加について保証人 (保護者) の同意を得ていること。</li> <li>接触が考えられる活動 (ゲーム形式など) をおこなう場合、マスクを必ず着用し※2 時間制限を設けて実施すること。</li> </ul>  |   |
|   |  | <b>【学外者の入構・学外との交流・大会について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>学外参加者の入構を認める。(同時に活動する人数を超えない範囲)</li> <li>他大や学外者との交流のある活動を認める。</li> <li>大会・公演・ボランティアなどの催物への参加については「催物届」を提出し承認を得ること。</li> </ul> <b>【宿泊について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊を伴う活動は、①～④の条件を満たすものに限り感染対策をとった上で可とする。事前に学生支援課へ申し出た上で「催物届」および「感染者が出た場合の対応」を提出し承認を得ること。</li> <li>①顧問もしくは登録済み指導者の引率がある ②個室 (1人1部屋) で宿泊 ③他大や学外者との交流を極力控える ④学生支援課から配布する注意事項を遵守する</li> </ul> <b>【飲食について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動の中で食品を扱うサークルは、パーテーションの使用など感染対策をとり、学生支援課または学務課の承認を得たうえで可とする。</li> <li>飲食の必要がある場合は、感染対策を守ったうえで対人距離2mを確保し、黙食かつ短時間で済ませること。</li> </ul> <b>【学外施設での活動について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「催物届」にて申請すること。 ※「2022年度サークル活動状況調査」で申請している場合は授業期間内に限り「催物届」の提出不要。</li> </ul> |   |
| <b>!サークル活動において、必要な感染対策がとられていない場合は、サークルの活動を一定期間停止とすることがあります。</b> |  |   |   |

※1 定期借用 (体育施設・講義室等) での施設利用を許可する。定期借用の期間外や定期借用していない施設を使用する場合は「借用願」にて申請を行うこと。

※2 マスクを着用しての活動は身体への負荷が著しく大きくなりやすいため、無理のないように負荷を下げたり、こまめに休憩を取るなど配慮する。また休憩時には2m以上の十分な距離を取り、マスクを外しての休憩を推奨する。  
注) 息苦しさがなく、呼吸が楽な場合はマスク着用のまま休憩。  
マスクを外している間は会話をしないこと。

|                     |   |
|---------------------|---|
| <b>学生に必要な準備・申請等</b> | <b>【対面活動再開準備】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前に対面活動を再開することについて顧問の承認を得る。</li> <li>参加者は、活動参加について事前に保証人 (保護者) の同意を得る。</li> <li>「活動確認書」の内容について理解・対応し、活動確認書と参加者名簿を作成し、提出。</li> <li>◆感染対策係設置に係る追加措置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>活動に参加する部員全員が新型コロナウイルス感染対策に関する動画と資料を必ず確認し、確認テストに合格すること。</li> <li>参加者の中から感染対策係 (最大2名) を選出し、学生支援課の指示に従い、認定のための面談を受けること。</li> </ul> </li> </ul> <b>【活動申請】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(参加者40人以下の場合) 活動日の1週間前までに「対面活動申請フォーム」から活動予定を申請。</li> <li>(参加者41人以上の場合) 活動の度に「課外活動届」を作成し、活動日の1週間前までに「対面活動申請フォーム」から提出。内容について承認・指導を受ける。</li> </ul> <b>【活動時】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動の度に「課外活動用 感染対策係チェックリスト」「活動参加出欠表」に必要事項を記入。</li> </ul> <b>【活動後】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「課外活動用 感染対策係チェックリスト」「活動参加出欠表」を活動日から2ヶ月間各サークルで保管。※学生支援課から指示があった際は速やかに提出すること</li> </ul> |
|---------------------|---|

※ 感染防止のための対策は活動時のみでなく、自宅 ⇄ 活動場所 においては常に心掛け、場面が変わる際の感染リスクにも十分注意する。